鹿児島工業高等専門学校		開講年度	令和04年度 (2022年度)		授業科目	安全衛生工学	
科目基礎情報							
科目番号	0043			科目区分	専門/選	専門/選択	
授業形態	講義			単位の種別と単位数	対 学修単位	学修単位: 2	
開設学科	電気情報システム工学専攻			対象学年 専2			
開設期	前期			週時間数	2		
教科書/教材	プリントを適宜配布する. /衛生管理 – 第1種用 – 上 中央労働災害防止協会偏,衛生管理 – 第1種用 – 下 中央労働災害 防止協会偏,						
担当教員	嵜村 和広						

到達目標

- 1. 労働安全衛生法等で、事業者が行う安全配慮義務とは何かを説明できる。又、不安全行動・不安全 状態及びフールブルーフ及びフェールセーフの意味を理解し、説明できる。 2. ハインリッヒの法則を説明できる。そして、ヒヤリハット活動との関係を説明できる。 3. リスクアセスメントの意義・進め方を説明できる。 4. 危険予知訓練の意義・進め方を説明できる。 5. 労働安全衛生法、労働安全衛生規則、労働基準法の目的及びその概要を説明できる。又、労働安全衛生 マネジメントシステムの概要を説明できる。 6. 労働安全衛生法の安全衛生管理体制の内容を説明できる。又、作業環境管理と職業性疾病との関係を説明できる。 7. 製造物責任法(PL法)の説明ができる。

ルーブリック

ルーブリック								
	理想的な到達レベルの目安	標準的な到達レベルの目安	未到達レベルの目安					
評価項目1	標準的な到達レベルに加えて、以下のことができる。 1)安全配慮義務と事業者責任の関係を具体的な例で説明できる。 2)不安全行動と不安全状態を無くするための対策が説明できる。 3)フールプルーフとフェールセーフの具体的な事例を示し説明できる。	1) 労働安全衛生法で要求しているる安全配慮義務とは、どんなものか概要を説明できる。2) 不安全行動とは、どんな行動を意味するのか説明できる。3) 不安全状態とは、どんな状態を意味するものか説明できる。4) フールブルーフの意味を理解し、説明できる。5) フェールセーフの意味を理解し、説明できる。	労働安全衛生法の目的が理解できていない。又、不安全行動、不安全状態、フールブルーフ、フェールセーフの意味が理解できていない。					
評価項目2	標準的な到達レベルに加えて、以下のことができる。 1) ハインリッヒの法則を応用した安全活動が説明できる。 2) ヒヤリハット活動が事業活動以外で活用されている事例を説明できる。	1) ハインリッヒの 1:29:300法則が 説明できる。 2) ヒヤリハットとは、どんな状態の ものであるか説明できる。 3) ヒヤリハット活動がハインリッヒの 法則と関連していることが説明できる。又、ヒヤリハット活動の目的 が説明できる。	ハインリッヒの法則が、「重傷災害1件の背後に29件の軽傷、300件のピヤリハットが起きていた。」とする内容であることを理解できていない。					
評価項目3	標準的な到達レベルに加えて、以下のことができる。 1)リスクアセスメントの「危険性又は 有害性」の意味を具体的に説明できる。 2)リスクアセスメントを進めるための基本的な手順を説明できる。	1) リスクアセスメントが法の要求事項(努力義務)であることが説明できる。 2) リスクアセスメントが何故必要なのかを説明できる。又、リスクアセスメントの進め方を説明できる。	リスクアセスメントが安全衛生活動に必要となった経緯が説明できない。又、リスクアセスメントの進め方が説明できない。					
評価項目4	標準的な到達レベルに加えて、以下のことができる。 1) 危険予知活動の手法で、「基礎 4ラウンド法」を説明できる。 2) 危険予知訓練が目指すものが説明できる。	1) 危険予知訓練が、リスクアセスメントと関連した活動であることが説明できる。 2) 危険予知訓練の進め方が説明できる。	危険予知訓練の為のイラストを見て、考えられる危険がどんどん出てこない。又、リスクアセスメントとの関連を説明できない。					
評価項目5	標準的な到達レベルに加えて、以下のごとができる。 1) 労働安全できる。 2) 労働安全できまる。 2) 労働安全でき生規則は、新たに 発生した労働定された。 生力を説明できれたのでは、 生力を説明できまり、 生力を説明できまり、 生力を説明できまり、 は、労働に対したとを説明できる。 は、労働に関するのは、 が出るのは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 が	1) 労働安全衛生法の目的及び概要が説明できる。 2) 労働安全衛生規則が、労働安全衛生規則が、労働安全衛生規則が、労働安全衛生法施行令の規定に基立のでき、労働を実施する。 3) 労働基準法が賃金、労働契約、労働時間、休日及び年定る。 3) 労働基準法が賃金、労働契約、労働時間、などの最低基準をある。 4) 労働安全衛生マステムの概要を説明できる。	安全衛生の安全とは、許容できないリスクがないこと。衛生とこと。衛生とは、新容でとは、 健康をまちる。を意味することが理解できない。又、神のあるできない。 理解できないの法律であることがが労働できない。 労働を全衛生マネジメント争生とが、 労働(安衛との確保のだ当資。 が、の確全と情報とののと、 人をやり條ののは、 アDCAサイクルを回しることを 理解していない。					

評価項目6			標準的な到達レベルに加えて、以 1)衛生委員会、安全委員会の概 要が説明書に業環と健康障害の関係を説明書にできる。 2)有影できる。 2)を説明書にできる。 3)できる。 3)できる。 7 (化管法 S D S (安全データシー)・リースのでで、大き説があるが、できるの概要を説明できる。 4)作業環境管理の「管理」で、は、十分できる。 5)「かあるが、できないで、は、暑い環境ではかる「P D C A サイクル」の意味を説明できる。 5)「熱中症」とは、暑い環境では、大きでき熱射病・熱はいれん・熱射病・熱はいれん・熱射病・熱が表が、ないれん・熱がある。	き、 同し、 に に に に に に に に に に に に に	素の意味と 素の意味と あいました。 とは、 でいる。 でいる。 は、 でいる。 でい。 でいる。	事業活動では、労働者の安全衛生 を管理するための体制を定め、公 害や職業性疾病が発生しない安全 に、定期的的にし、規育等 に員会を定期的的にし、規育等 員会種対していくことなどが、決めら 周知していくこととなどが、決めら 周知してなび関連規則で決めを理 周知しているのよい、ののよい、ののよい。 でいるがない。 でいるが、 でいる でいる でい。 でいる でい。 でいる でい。 でい。 でい。 でい。 でい。 でいる でい。 でい。 でい。 でい。 でい。 でい。 でい。 でい。 でい。 でい。			
評価項目7			標準的な到達レベルに加えて、以下のことができる。 製造物責任法(PL法)に関する報道がされているが、身近にある 事例として、その内容を説明できる。	製造物責任法 (説明できる。又、 」について説明:	P L 法)の概要を 、法にある「欠陥 ができる。	物作り側にも問題が発生した場合 には、損害賠償責任があることを 認識していない。			
学科の到	」達目標項	目との関	係						
ティー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									
教育方法	等								
			は、企業で安全環境を担当していた教員	員が、その経験を	活かし、安全衛生等	について講義形式で授業を行うも			
技法 1 プ フ 概要 3 4		技術者に 法規制, 1 労働	のである。 技術者に必要な安全衛生について,安全衛生の目的・目標は何かを認識し,安全衛生の必要性,関連する 法規制,作業環境及び食の安全を含む製品の安全性に関する諸問題等について理解する。各項目の目標を以下に示す。 1.労働安全衛生法等で、事業者が行う安全配慮義務とは何かを説明できる。又、不安全行動・不安全状態及びフール プルー フ及びフェールセーフの意味を理解し、説明できる。						
		2. ハイ 3. リス 4. 危険 5. 労働	2. ハインリッヒの法則を説明できる。そして、ヒヤリハット活動との関係を説明できる。 3. リスクアセスメントの意義・進め方を説明できる。 4. 危険予知訓練の意義・進め方を説明できる。 5. 労働安全衛生法、労働安全衛生規則、労働基準法の目的及びその概要を説明できる。又、労働安全衛生マネジメン						
			公の 月できる。 安全衛生法の安全衛生管理体制の内容を説明できる。又、作業環境管理と職業性疾病との関係を説明できる。 勿責任法(PL法)の説明ができる。						
授業の進め	方・方法	一人事業者	には、該当する法の内容を理解するこ。 ・労働者としてなすべきことを理解する ント等の理解が重要である。授業ごと	ることが重要であ	る。又、労働災害の	発生を防止するためには、リスク			
注意点	将来,衛生管理者1種および2種をはじめとする,労働安全コンサルタントや衛生コンサルタント等の 資格試験に合格するために,参考書等で予習をし,授業時間での質問等に対応できるようにしていること。又,講義終 了後は、復習として演習課題等の課題に取り組むこと。そして,労働災害に関する事故や商品・製造物に関する事故に 関する記事について自分の考えをまとめておくこと。疑問点があれば,きちんと質問すること。								
授業の属	性・履修	上の区分	•						
□ アクテ	ィブラーニ	ング	□ ICT 利用	□ 遠隔授業対応	2	☑ 実務経験のある教員による授業			
授業計画	Ī	I			I n				
		週	授業内容		週ごとの到達目標	カニヘルナギロマナマ			
		1週	1. 安全衛生の基礎		□ (1) 安全配慮義務について説明できる。 □ (2) 不安全な行動について説明できる。 □ (3) 不安全な状態について説明できる。 □ (4) フールブルーフについて説明できる。 □ (5) フェールセーフについて説明できる。				
前期 1s	1stQ 3	2週	2. ヒヤリハット		□ (1) ハインリッヒの法則について説明できる。 □ (2) ヒヤリハットの意義について説明できる。 □ (3) ヒヤリハットの進め方について説明できる。				
		3週	3. リスクアセスメント		□ (1) リスクアセスメントの意義について説明できる。 □ (2) リスクアセスメントの進め方について説明でき る。				
		4週	3. リスクアセスメント		□ (1) リスクアセスメントの意義について説明できる □ (2) リスクアセスメントの進め方について説明でき る。				
		5週	4.危険予知訓練(KYT)		る。	東(KYT)の意義について説明でき 東(KYT)の進め方について説明で			

		6週	4.危険予知訓練(KYT)			□ (1) 危険予知訓練 (KYT) の意義について説明できる。□ (2) 危険予知訓練 (KYT) の進め方について説明できる。			
		7週	5. 関係法令、労働	対 安全衛生マネジメ	ントシステム	□ (1) 労働安全衛生法について説明できる。 □ (2) 労働安全衛生規則について説明できる。 □ (3) 労働基準法について説明できる。 □ (4) 労働安全衛生マネジメントシステムについて説明できる。			
		8週	5.関係法令、労働	安全衛生マネジメ	ントシステム	□ (1) 労働安全衛: □ (2) 労働安全衛: □ (3) 労働基準法: □ (4) 労働安全衛: 明できる。	生法について説明 生規則について説明 について説明でき 生マネジメントシ	明できる。 る。	
		9週	5. 関係法令、労働	安全衛生マネジメ	ントシステム	□ (1) 労働安全衛生法について説明できる。 □ (2) 労働安全衛生規則について説明できる。 □ (3) 労働基準法について説明できる。 □ (4) 労働安全衛生マネジメントシステムについて説明できる。			
		10週	5. 関係法令、労働安全衛生マネジメントシステム			□ (1) 労働安全衛生法について説明できる。 □ (2) 労働安全衛生規則について説明できる。 □ (3) 労働基準法について説明できる。 □ (4) 労働安全衛生マネジメントシステムについて説明できる。			
		11週	6. 労働衛生			□ (1) 衛生管理体制について説明できる。 □ (2) 作業環境要素について説明できる。 □ (3) 職業性疾病について説明できる。 □ (4) 作業環境管理について説明できる。 □ (5) 救急処置について説明できる。			
	2ndQ		6. 労働衛生			□ (1) 衛生管理体制について説明できる。 □ (2) 作業環境要素について説明できる。 □ (3) 職業性疾病について説明できる。 □ (4) 作業環境管理について説明できる。 □ (5) 救急処置について説明できる。			
		13週	6. 労働衛生			□ (1) 衛生管理体制について説明できる。 □ (2) 作業環境要素について説明できる。 □ (3) 職業性疾病について説明できる。 □ (4) 作業環境管理について説明できる。 □ (5) 救急処置について説明できる。			
			7. 製造物責任法(PL法)			□ 製造物責任法(PL法)について説明できる。			
			試験答案の返却・解説			授業項目1〜7に対して達成度を確認する。 試験において間違えた部分を自分の課題として把握す る。			
	16週								
モデルコアカリキュラムの学習内容と到達目標									
分類									
評価割合									
	試馬	倹	発表	相互評価	態度	ポートフォリオ	その他	合計	
総合評価割合			0	0	0	0	30	100	
基礎的能力	0		0	0	0	0	0	0	
専門的能力	70		0	0	0	0	30	100	
分野横断的	能力 0		0	0	0	0	0	0	